

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第92号）が、平成19年6月20日付けで施行されました。

これに伴い、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに業務の実績等を報告することが義務付けられました。（建築士法第23条の6）

なお、提出された報告書は、知事により一般の閲覧に供します。（同第23条の9）

1 提出する書類

設計等の業務に関する報告書

2 提出期間

第1回目の提出は、平成19年6月20日以降新たに始まる事業年度の分を、その事業年度が終了した後、3か月以内です。以後、毎年、事業年度終了後3か月以内に提出が必要です。

提出期間の例

事務所の開設者	事業年度	第1回目の提出期間
個人事業主の場合	1月1日～12月31日	⇒ 平成21年1月1日～平成21年3月31日
法人（6月決算）の場合	7月1日～翌年度6月30日	⇒ 平成20年7月1日～平成20年9月30日
法人（3月決算）の場合	4月1日～翌年度の3月31日	⇒ 平成21年4月1日～平成21年6月30日

3 提出先（東京都の場合）

社団法人東京都建築士事務所協会
東京都新宿区西新宿3丁目6番4号 東照ビル5階
Tel 03-5339-3337

4 提出についてのQ&A

Q1：メールによる提出は可能？

A1：第一面に開設者の押印の必要があるため、メール等電子データでの提出はできません。ただし、第二面以降、第一面に添付する形で電子データでの提出は認められています。

Q2：第二面（建築士事務所の業務の実績）は、当該事業年度に実績がない場合は、提出不要？

A2：実績がない場合も「実績なし」として提出が必要です。

Q3：第三面（所属建築士名簿）及び第四面（所属建築士の業務の実績）は、建築士事務所に管理建築士以外の建築士がいない場合は、提出不要？

A3：管理建築士以外の建築士がいない場合も第三面は提出が必要です。第四面は提出不要です。

Q4：第五面（管理建築士による意見の概要）は、開設者と管理建築士が同一の場合、提出不要？

A4：開設者と管理建築士が同一の場合は、提出不要です。ただし、開設者と管理建築士が異なる場合は、開設者に対して述べられた意見がなかった場合でも「該当なし」として提出が必要です。

以上